

「知」の集積による産学連携推進事業のうちバイオエコノミー推進人材活動支援事業

令和6年度公募に関するQ&A

	質問	回答
1	事業内容の各メニューを全て実施する必要がありますか。	事業内容の(1)関係者間の連携はもちろんのこと、(2)農林水産・食品分野の研究成果を活用した商品化・事業化に向けたビジネスモデルの構築・検証(①顧客等調査及び分析、②商品化・事業化に向けたビジネスモデルの構築及び検証)(3)社会受容促進のための取組についても、全て実施してください。
2	プロデューサーの推薦を受けたいのですが、プロデューサーを探すにはどうすればよいでしょうか。	「知」の集積と活用の場合産学官連携協議会のホームページで調べることが可能です。 https://www.knowledge.maff.go.jp/platform.html 研究開発プラットフォーム一覧 「知」の集積と活用の場合 産学官連携協議会 研究開発プラットフォームの設立状況についてをご覧ください。
3	プロデューサーからの推薦状について、様式はありますか。	企画書(別添様式3)に添付している様式を使用してください。
4	本事業は複数年度で実施できますか。	本事業は単年度事業です。令和6年度の事業実施期間は、契約締結の日から令和7年3月3日(月)までとなります。
5	採択された場合、経費を支出できるのは、いつになりますか？	令和6年度の公募ですので、委託費から経費を支出できるのは、委託契約締結日以降の取引に基づく経費です。 委託契約日以前の取引(購入契約)である場合は、委託費から支出することはできませんので、ご注意ください。
6	共同事業体で委託事業を実施するケースを教えてください。	「活動費の支払対象者」が、委託契約を行う代表機関と別の機関(構成員)に所属する場合が考えられますが、代表機関が「活動費の支払対象者」に対して経費を直接支払うのであれば、共同事業体を構成する必要はありません。 例1のような流れで経費の支払を行うことを想定する場合に共同事業体として実施するケースとなります。 この場合、共同事業体の代表機関は、共同事業体を代表して、委託者に対して委託費の請求や受領、実績等の報告を行っていただきます。また、他の構成員への経費の交付、各構成員の実績報告の内容確認や取りまとめ等も行っていただきます。 例1 共同事業体の場合 例2 提案者単独の場合 ※会社等の組織を経由することはできません。
7	事業責任者と事業実施責任者の違いを教えてください。	事業実施責任者は、本事業のプロジェクトチームのリーダー、つまり、プロジェクトリーダーのことです。 一方、事業責任者は、代表機関(共同事業体の場合は、各構成員(各機関))の本事業の責任者のことです。 事業実施責任者と事業責任者が同じ者の場合も想定されます。事業実施責任者が代表機関に所属していない場合は異なることが想定されます。
8	契約する際、契約者と代表機関の代表者が異なる場合は、企画書の2(2)に「受託者」を追加すれば良いのでしょうか。	企画書の様式【記入例・注釈入り】2p.にある2(2)の注釈にあるとおり、契約の際の受託者と代表機関の代表者が異なる場合は「受託者」を記載して下さい。
9	企画競争参加表明書を提出する際に押印は必要ですか。	押印は必要ありません。
10	応募資格のうち、「全省庁統一資格」の内容・条件等を教えてください。	令和6年度に応募される場合は、令和4・5・6年度の全省庁統一資格の写しが必要となります。 なお、資格の種類につきましては、「役務の提供等」においてA.B.C又はDの等級に格付けされていること、競争参加地域に「関東・甲信越」が入っていることを確認してください。
11	委託費に要する費用(委託費)は、いつ入金されますか？	委託費の額が確定した後、原則、精算払いとなります。